

岐阜県公報

目次

規則

飛騨・美濃すぐれもの認定審査会規則

告示

指定代理納付者の指定

(観光課)

一

(観光課)

二

号外 (頁) 平成二十五年 四月 一日

規則

飛騨・美濃すぐれもの認定審査会規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十八号

飛騨・美濃すぐれもの認定審査会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県附属機関設置条例(平成二十五年岐阜県条例第一号)第二条の規定に基づき、飛騨・美濃すぐれもの認定審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 審査会は、次の事項を調査審議する。

- 一 飛騨・美濃すぐれものの認定審査に関すること。
- 二 飛騨・美濃すぐれものの商品改良及び販売戦略に関する助言に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第三条 審査会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、前条に規定する事項に関して専門的な知識を有する者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
(会長)
 - 第五条 審査会に会長を置き、委員のうちから互選する。
 - 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
 - 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
(会議)
 - 第六条 審査会の会議は、会長が招集する。
 - 2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
 - 3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。
 - (庶務)
 - 第六条 審査会の庶務は、商工労働部観光交流推進局観光課において処理する。
(委任)
 - 第七条 この規則に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。
- 附 則
- この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定による指定代理納付者の指定をしたので、岐阜県会計規則（昭和三十一年岐阜県規則第十九号）第三十七条の三の規定により告示する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

指定代理納付者の名称及び住所	指定代理納付者に納付させる歳入	指定代理納付者に歳入を納付させる期間
ヤフー株式会社 東京都港区赤坂九丁目七番一 号	ふるさとふ振興寄 付金に係る寄付金歳 入	平成二十五年四月一日から 平成二十六年三月三十一日 まで
楽天カード株式会社 東京都品川区東品川四丁目一 二番三号	ふるさとふ振興寄 付金に係る寄付金歳 入	平成二十五年四月一日から 平成二十六年三月三十一日 まで

平成二十五年四月一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社